

新しい民生委員・児童委員が決まりました

平成28年12月1日の民生委員・児童委員の全国一斉改選により、本町の新しい民生委員・児童委員に次の方々が選任されました。

また、今回の一斉改選で次の6名の方がご勇退されました。これまでのご活躍に感謝申し上げます。

- 渡部 俊英 さん (平成13年12月から15年間 民生委員・児童委員)
- 飯沼 幸恵 さん (平成16年12月から12年間 主任児童委員)
- 松本由美子 さん (平成19年12月から9年間 民生委員・児童委員)
- 山下 里子 さん (平成19年12月から9年間 民生委員・児童委員)
- 末津 淑子 さん (平成19年12月から9年間 民生委員・児童委員)
- 三浦 和予 さん (平成25年12月から3年間 主任児童委員)

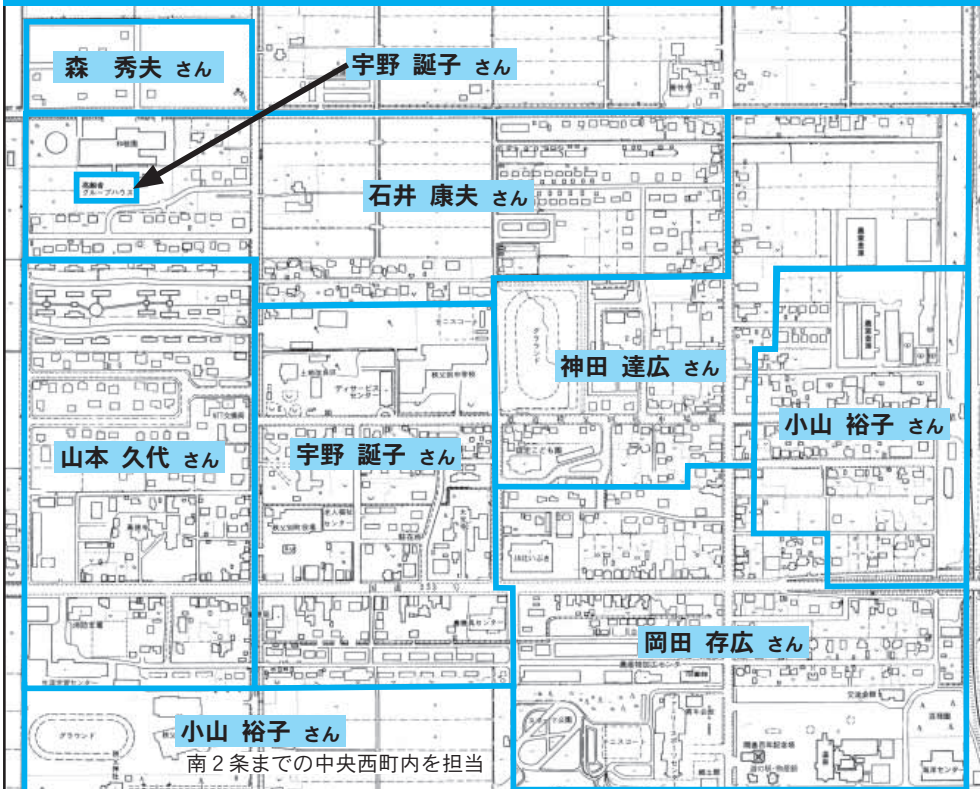
秩父別町の新しい民生委員・児童委員 (敬称略)

(再)：再任
(新)：新任

委員区分	住所	氏名	担当地区	委員区分	住所	氏名	担当地区
民生委員 児童委員	南2条東1丁目	小山 裕子 (新)	日の出・駅前・中央西の一部	民生委員 児童委員	2条1丁目	岡田 存広 (再)	筑紫
	東山	森 秀夫 (再)	東栄※・中央西の一部		3条1丁目	石井 康夫 (再)	旭の一部・中央西の一部
	1条6丁目	中西 俊治 (再)	南・屯田・西栄		3条1丁目	神田 達広 (新)	旭の一部
	4条3丁目	山田たまの (新)	北新	主任 児童委員	3条2丁目	川尻祈代三 (新)	町内全域
	2条2丁目	山本 久代 (新)	中央西の一部		2条2丁目	池田 展子 (新)	
	2条2丁目	宇野 誕子 (新)	中央東・らいふ				

任期：平成28年12月1日～平成31年11月30日
※東栄町内会：東町内会と協栄町内会合併による新町内会

市街地区の担当民生委員・児童委員



民生委員・児童委員の仕事

民生委員・児童委員は地域の中で自立した日常生活を送ることができるように援助を必要とする方への相談・援助活動、社会福祉関係機関との連絡調整などを行います。

なお、民生委員は児童委員としての身分を併せ持ち、児童や妊産婦への相談・援助活動、児童福祉関係機関との連絡調整などを行います。

また、主任児童委員は、担当の区域を持たず、主に児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整や協力・援助などを行います。

秘密は堅く守られますので、困りごと、心配ごとなどお気軽に担当地区の委員にご相談ください。

◆お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線47)

町農業委員会委員候補者の推薦・募集について

平成27年9月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から新たに就任する農業委員は、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

委員の任命は、過半数が認定農業者であること、中立的な立場で公正な判断ができる農業者以外の方を1名以上含めることなどが求められています。

このため、平成29年7月選任の秩父別町農業委員会委員について、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から候補者の推薦又は一般応募が必要となりますので、農地利用最適化の推進などの職務を適切に行うことができる農業委員候補者を次のとおり募集いたします。

1 推薦・応募を求める農業委員会委員数 12名

2 推薦及び募集について

- ①地区からの推薦 ②農業者等の組織する団体からの推薦 ③一般応募

3 推薦及び応募資格

- ①日本に住所を有する方 ②町が設置する次の附属機関の委員でない方
固定資産評価審査委員・公平委員・教育委員・監査委員

4 推薦・応募受付期間

平成29年2月20日(月)～平成29年3月31日(金)

5 推薦・応募書類の請求・提出について

- ①地区からの推薦 (秩父別町農業委員会委員候補者推薦届出書 様式1号)
②農業者等の組織する団体からの推薦
(秩父別町農業委員会委員候補者推薦届出書 様式2号)
③一般応募 (秩父別町農業委員会委員候補者推薦届出書 様式3号)

書類の請求・お問い合わせは、秩父別町農業委員会事務局にご連絡ください。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地 秩父別町農業委員会事務局
TEL：0164-33-2111 FAX：0164-33-3466 メールアドレス：kouhou@chippubetsu.jp

6 推薦・応募者の選考方法

秩父別町農業委員会委員候補者評価委員会において、推薦・応募理由、経歴、農業経営状況等を審査して町長へ報告し、委員候補者を決定します。

その後、秩父別町議会の同意を得た上で、選任します。

7 任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日 3年間

屋根雪の除雪費用を助成します

高齢者世帯等の居住している家屋を対象に、屋根の雪下ろし費用を助成します。
(納屋や車庫、空家は対象外です)

■ 対象者

秩父別町に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯。(生活保護世帯を除く)

- ・ 65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者世帯
 - ・ 身体障害者手帳(1級又は2級)を持つ方の収入により生活を維持している世帯等
- ※親族が行う場合は対象になりません。

■ 助成額

- ・ 支払った額(消費税を含む)の **2分の1【上限5千円】** (1回の作業に対して)
- ・ 1シーズンで同一家屋に対し2回まで助成可。
- ・ 雪下ろし後の雪の始末は助成対象になりません。

■ 申請方法

役場にある申請書に、作業前後の写真・領収書の写しを添付して申請してください。

■ その他

屋根雪除雪の作業を受託することができるのは、事業者(建設業協会等)とします。個人に委託する場合は、作業者の氏名等を秩父別町に事前登録する必要があります。



◆お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線 47)

鳥インフルエンザについて

現在、北海道においても野鳥の死骸から鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

鳥インフルエンザは感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますが、死んでいる野鳥や衰弱している野鳥を見つけた場合は以下のことにご注意ください。

- 直接手で触らない
- 排泄物に触れた場合は手洗いうがいをする
- 野鳥の糞を踏んだ場合は念のため靴底を洗う

また、野鳥が多数死んでいる、不自然な死に方をしているなどを見つけた場合は、速やかに北海道空知総合振興局や深川警察署、役場住民課総合窓口グループまでご連絡ください。

■ 連絡先

- ・ 北海道空知総合振興局 ☎ 0126-20-0200 (内線 2989) (野鳥の相談窓口)
- ・ 深川警察署 ☎ 23-0110
- ・ 役場住民課総合窓口グループ ☎ 33-2111

平成29年4月～

家賃と引越し費用の助成を始めます

町では平成29年4月から、新婚世帯・子育て世帯を対象とした家賃と引越し費用の助成事業を、また、町内の民間事業所に通勤する方で秩父別町に転入する方を対象とした家賃助成事業を始めます。

■ 新婚世帯・子育て支援家賃助成事業

家賃の自己負担額（家賃－住居手当）が25,000円を超えるとき、25,000円を超えた額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。

■ 新婚世帯・子育て支援引越し費用助成事業

秩父別町に転入し3年以上定住する意思のある世帯に、引越し費用として200,000円を助成します。高校生以下のお子さんが3人以上いる世帯は100,000円加算します。ただし、移転料等が支給される場合は移転料等を控除した額を助成します。

■ 町内就業者定住促進家賃助成事業

秩父別町内の民間事業所に通勤している方で、町内に転入する方の家賃を助成します。新規採用で秩父別町に転入する方も対象です。

所得基準により家賃の自己負担額（家賃－住居手当）が10,000円または12,000円になるよう差額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。

※新婚世帯とは、婚姻後3年未満の夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯です。

※子育て世帯とは、高校生以下のお子さんを養育している世帯です。

※家賃助成事業は、民間アパートのほか一戸建ての借家、町営住宅等の公的賃貸住宅も助成対象です。

なお、同時に二種類の家賃助成を受給することはできません。

助成を受けるための要件、手続等の詳細は、後日お知らせします。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線93）

～北海道からお知らせ～

この冬、無理のない範囲での節電をお願いします

東日本大震災以降、安定的な電力需給の確保に向け、道民のみなさまや企業のみなさまのご協力をいただき、オール北海道で節電に取り組んでまいりました。

この冬は企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、電力需給は一定程度改善し、安定供給を確保できる見通しとなっていますが、本道は、本州からの電力融通に制約があることから、発電所のトラブル停止により、厳寒期に電力需給がひっ迫すれば、道民の生命や安全を脅かすことも懸念されます。電力需給安定のためには、需要削減対策としての継続した節電の取組が欠かせないものであり、また地球温暖化対策や省エネルギー促進のためにも必要な取組です。

道民のみなさま、企業のみなさまにおかれましては、この冬も無理のない範囲での節電にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室エネルギーグループ

☎011-204-5886

20歳になったら

国民年金

新成人の皆さんへ

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入して保険料を納める制度で、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金は老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）などに在学する方です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなり、次年度も在学する予定の場合は再度手続きが必要です。

◎「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。（平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした納付猶予制度の対象年齢が50歳未満に拡大されています。）

国民年金に加入する方 20歳以上60歳未満の方全員が国民年金（基礎年金）に加入します

加入する方

● 第1号被保険者 ●

学生、フリーター、自営業、無職の方などで、20歳以上60歳未満の方

● 第2号被保険者 ●

厚生年金の加入者（会社員）
共済組合の加入者（公務員）

● 第3号被保険者 ●

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入手続

市町村の国民年金窓口へ行き、手続を行います。

勤務先が手続を行います。
厚生年金や共済組合などに加入すると、同時に国民年金も加入することになります。

第2号被保険者（配偶者）の勤務先で手続を行います。

保険料の納付

自分で納めます。
収入が少なく保険料の納付が困難なときは
学生…「学生納付特例制度」
50歳未満…「納付猶予制度」
自営業等…「保険料免除制度」があります。

厚生年金・共済組合の保険料は給与から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。

第2号被保険者が加入する制度全体で負担するため、国民年金保険料を自分で納める必要はありません。

お問い合わせ 砂川年金事務所お客様相談室 電話 0125-28-9003
役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111（内線42）

菌活生活で腸内環境を整えるコツを学ぶ

美味しくくて良いこといっぱい！！

知ってお得な 菌活料理教室

「菌活」とは、身体に良い働きをする菌を積極的に食事から取り入れることで、自分の腸内に住んでいる善玉菌を育て、腸内環境を整えることです。

菌活の効果で代謝や免疫力が高まり、便秘や肌荒れ・コレステロール値を改善しやすくなるので、健康・美容を気遣う人たちの間で今「菌活」が注目されています。身近な食材で菌のパワーを活用した、かんたん菌活レシピを紹介♪男性の参加も大歓迎です。

日時 平成29年 **2月3日** (金) 10:00~13:30 (受付開始 9:50~)

場所 **生き生き館**

内容

管理栄養士
によるお話

「始めましょう！菌活」

～美味しくくて良いこといっぱい、体に善い菌とは～

調理実習

「腸内環境を整える菌活レシピ」

～毎日使える♪アレンジ自在レシピ～

持ち物 エプロン・三角巾 (大きめのハンカチでも可)・手拭きミニタオル・筆記用具

申込み締め切り 平成29年 **1月27日** (金) まで

◆申込み・お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線 47)

平成28年度自衛官等募集案内

●自衛官候補生 (男子)

応募資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男子
受付期間	現在受付中
試験期日	平成29年1月27日(金)・28日(土)
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)又は、自衛隊旭川地方協力本部

●防衛大学校学生一般 (後期)

応募資格	日本国籍を有し、平成29年4月1日現在18歳以上21歳未満の男女(高卒・見込み含む)
受付期間	平成29年1月21日(土)~27日(金)
試験期日	第1次試験:2月18日(土)
試験会場	防衛大学校(神奈川県横須賀市)

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊(0166-54-5617)又は役場総務課総務グループまで



アットホームサルビアでクリスマス会が行われました。利用者は、画用紙に貼られたクリスマスツリーなどに色とりどりの飾りつけをし、抽選会などを楽しんだ後、家族と一緒に美味しい食事やクリスマスケーキに舌鼓を打ちました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線34番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



町商工会主催により行われた「税を考える週間 中学生書道展」の表彰式が行われました。中学1年生を対象に作品を募り、入賞した生徒には深川税務署の永杉署長から賞状が手渡され、町商工会の寺迫会長から記念品が贈られました。



地域おこし協力隊の企画による「ご近所先生加工教室」が農産加工センターくるりで行われました。参加者は協力隊とともに町内産大豆を使った手作り木綿豆腐と、おからを使ったマフィンづくりに挑戦しました。

平成29年度固定資産税（償却資産）の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

法人や個人で事業を行っている償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告をしてください。

■申告期限 平成29年 **1月31日**（火）

■提出先・お問合せ先 役場総務課総務グループ 33-2111（内線35）

東町内会・協栄町内会合併

新たに「東栄町内会」

が誕生します

東町内会と協栄町内会が合併して新たな町内会を設立するため、12月18日、「東栄町内会設立総会」が秩父別温泉で開催されました。

両町内会では、合併に向けての協議や設立準備が進められ、平成29年1月1日から「東栄町内会」が発足することとなりました。

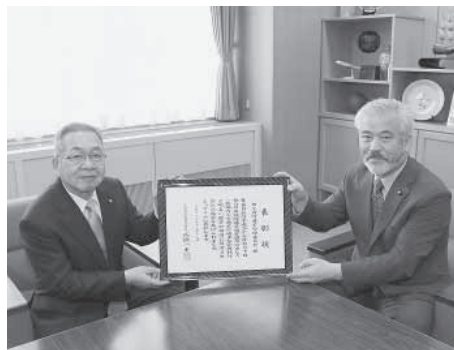
設立総会では、新会長に就任した

岡田隆俊さんが「東栄町内会の皆様のご指導、ご協力をいただきながら町内会行事を進めていきたい」と挨拶し、来賓として出席した神薙町長は「幾度となく協議を重ね、合併されたことに敬意を表し、東栄町内会のご発展をご祈念申し上げます」とお祝いの言葉を述べました。



秩父別町選挙管理委員会が

表彰を受けました



秩父別町選挙管理委員会（東晴基委員長）が北海道選挙管理委員会表彰を受け、東委員長が12月13日、神薙町長に受賞報告しました。

この表彰は、平成28年7月10日に行われた参議院議員通常選挙の際、啓発活動を通じて明るい選挙の実現に努力し、選挙事務の円滑な管理執行が認められたもので、東委員長は「今後とも選挙の適正管理と明るい選挙の推進に努めたい」と話しました。

旭川弁護士会 巡回無料法律相談の実施について

旭川弁護士会では、弁護士不在市町村を対象に、巡回無料法律相談を行います。秩父別町においても下記のとおり弁護士による無料法律相談が実施されますのでお知らせいたします。

相談費用はかかりませんので、身近に法律に関する問題がありましたら、お気軽にご相談ください。

- ◆日 時 平成29年 **1月18日** (水) 午後1時00分～午後4時00分
- ◆場 所 秩父別町役場2階大会議室
- ◆申 込 先着順で予約制とします。当日空きがある場合は受付いたします。
※申込多数の場合は当日の受付をすることはできません。
【申込先：役場総務課総務グループ TEL 33-2111 (内線34)】
- ◆相談時間 1件(1人)あたり30分程度の相談時間といたします。
- ◆相談例 借金・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・犯罪被害など

《お問い合わせ先》 総務課総務グループ 電話 33-2111 (内線34)